

# 大和盆地に分布する小字「クラノマチ（ツボ）」の考察

——我が平安時代における郡郷等の正倉院追究の一試論——

足 利 健 亮

【要約】 大和盆地には所謂条里地割の坪々に付せられた通称としての小字名が多数残存している。その中に「クラノマチ」「クラノツボ」と称するものが一七例（他に所謂大和盆地外に三例）みられる。筆者はその小字が、平安時代に広く施行された郡郷、その他官田の正倉敷地・正倉院を踏襲するものではあるまいかと考えている。本稿ではその考えを（一）文献史料によつてかかる地名成立の時代・契機を探ること、（二）大和においてもそうした倉院が存在したことを明らかにすること、（三）「院」と「町」との性格上の類同性を論ずること、（四）敷地面積を推定して条里制下の単位区割の面積と関連づけること、（五）倉院はいかなる地点に立地しなければならなかつたかの条件をあてはめてみることに、等によつて証明しようと試みたものである。

## 一 ま え が き

歴史地理学に於ける原景観の復原は研究の第一段階であるにかかわらず、現状は遺憾ながら、なお多くの問題においてその第一段階にとり組まねばならない有様である。ところでその景観復原のための極めて有力な素材の一つは地名であるが、ことに最も小さな一区割を示すものとしての小字名は、いまや一層積極的に顧慮されなければならない

と考える。かかる考えから、筆者は大和盆地に於ける小字地名若干について検討を加えていたのであるが、その中で、「クラノマチ（ツボ）」なる小字が、我が平安時代に施行せられた郡・郷における正倉院あるいは官田制下の倉院の如きものに比定し得るのではないかと考えられるに至つたので、なお不十分な点を自認しつつ、一応卑見の概略をまとめて、先学諸賢の御叱正をお願いすることにした。

二 「クラノマチ」

「クラノツボ」小字地名の具体例

大和における大小の地名を網羅した労作『大和地名大辞典』<sup>①</sup>によると、現在大和一国内で、「クラノマチ」を称する小字は以下に示す延一五例を見出すことができる。（なお以下すべて行政区劃は昭和二八年、つまり市町村合併促進法実施以前のものに従う。事例番号は図中の番号と合致させてある。）

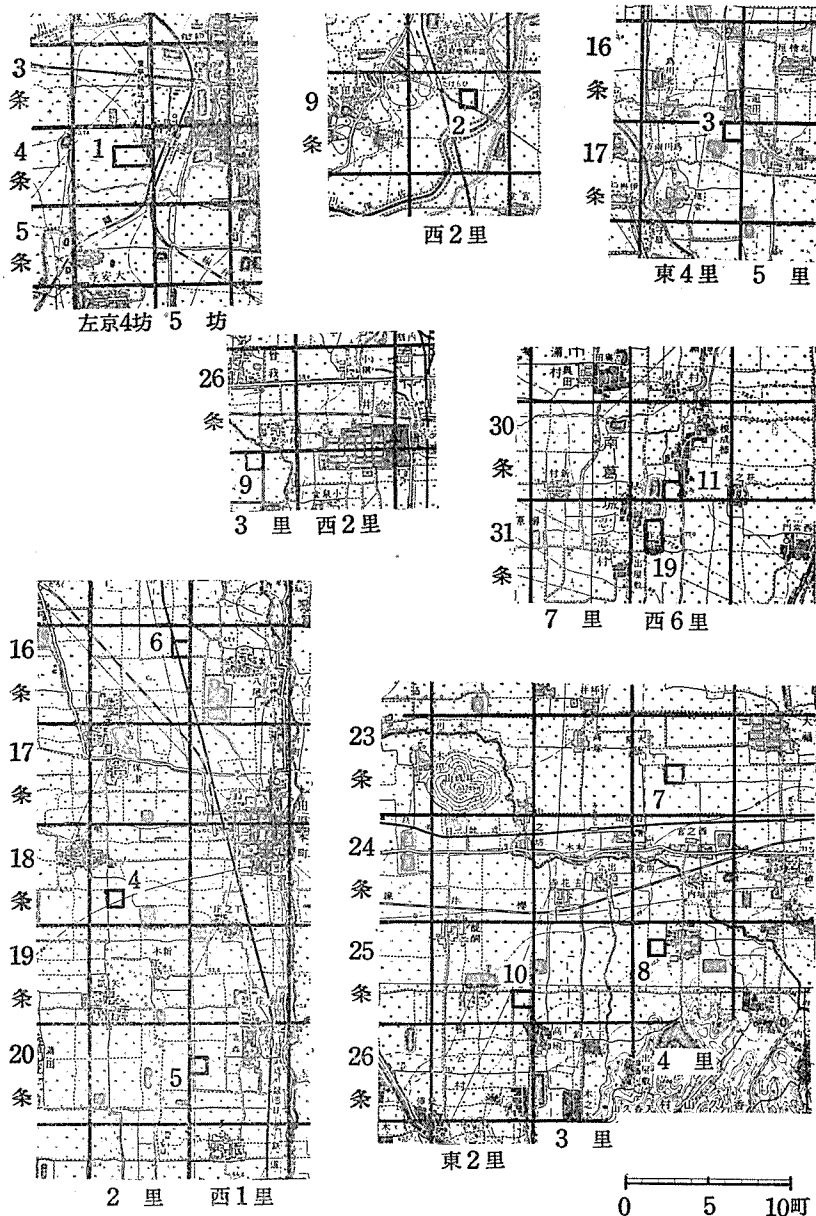
- |    |               |           |
|----|---------------|-----------|
| 1a | カミクラノマチ（上蔵ノ町） | 奈良市三条町    |
| 1b | シモクラノマチ（下蔵ノ町） | 同 右       |
| 2  | クラノマチ（蔵ノ町）    | 生駒郡昭和村長安寺 |
| 3  | クラノマチ（蔵ノ町）    | 磯城郡川東村遠田  |
| 4  | クラガチョウ（蔵ケ町）   | 磯城郡平野村薬王寺 |
| 5  | クラガマチ（蔵ケ町）    | 磯城郡多村秦ノ庄  |
| 6  | クラノマチ（蔵ノ町）    | 磯城郡都村八尾   |
| 7  | クラノマチ（蔵ノ町）    | 磯城郡大福村大福  |
| 8  | クラノマチ（倉ノ町）    | 磯城郡香久山村膳夫 |
| 9  | クラガチョウ（倉ケ町）   | 高市郡真菅村五井  |
| 10 | クラノマチ（倉ノ町）    | 高市郡鴨公村高殿  |

- |    |             |           |
|----|-------------|-----------|
| 11 | クラノマチ（蔵ノマチ） | 高市郡天満村根成柿 |
| 12 | クラノマチ（蔵ノ町）  | 添上郡狭川村西   |
| 13 | クラマチ（倉町）    | 吉野郡竜門村西谷  |
| 14 | クラマチ（蔵町）    | 吉野郡竜門村佐々羅 |

この場合「蔵」「倉」の両様の文字、「チョウ」「マチ」の二種の差異があるが、地名、なかんづく小字地名の如きは口伝による存続の事例が一般であることや、後にも触れるように一六世紀初頭の地図上で「蔵ノマチ」と称されていたものが、現地籍図上では「倉ノ町」と変化している事例があることなどを考えるとき、特に問題とするに足らな

い。  
さて、これらの所在を現地の地籍図にてらして地形図上に記入したものが第一図である。このうち1a及び1bは相接した約二町であるから一事例と考えて支障はない。従つて蔽密には「クラノマチ」小字は一四例である。更にこのうち12の事例は大和高原上、13・14の二事例は吉野川流域に位置するのを除けば、残る一一例はいずれも大和盆地内、所謂条里制地割の限界内に在り、しかもいずれも条里又は条坊の一坪ないし二坪をその境域としている。一条条里制

第 1 図



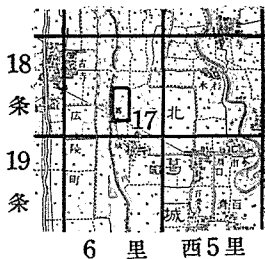
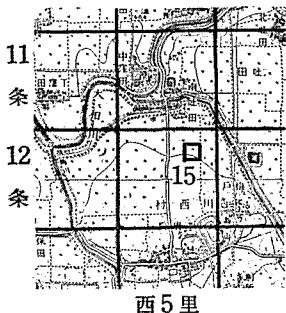
註) 事例1のみ平城京内, 他はいずれも京南条里

下の一坪つまり一町の「町」は、大化前代にも用いられた形跡はあるにしても、制度上は大化の新制において五〇〇代の正方形の地——条里制の一坪に冠せられる名称と定められたこと<sup>③</sup>、つまり大化新制の後条里制と相関連しつつ一般化した用語であることが知られているのであるが、条里制ないし条里地割との関連という点からみると、町地名と坪地名とは極めて類似したものとして取り扱つてよいと考える。そこで次に「クラノツボ」を称する小字をも提示しておきたい。「クラノツボ」小字は大和全体で延八例を検出し得る。それは、

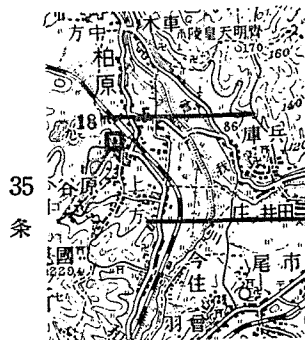
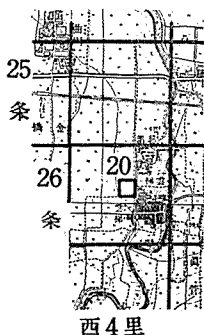
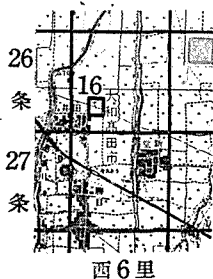
- |     |                |           |
|-----|----------------|-----------|
| 15  | クラノツボ (蔵ノ坪)    | 磯城郡川西村唐院  |
| 16  | クラノツボ (蔵ノ坪)    | 大和高田市市井   |
| 17  | クラノツボ (蔵ノ坪)    | 北葛城郡百濟村百濟 |
| 18a | カミクラノツボ (上蔵ノ坪) | 南葛城郡扱上村柏原 |
| 18b | シモクラノツボ (下蔵ノ坪) | 同 右       |
| 19a | キタクラノツボ (北蔵ノ坪) | 高市郡新沢村観音寺 |
| 19b | クラノツボ (蔵ノ坪)    | 同 右       |
| 20  | クラノツボ (蔵ノ坪)    | 高市郡金橋村雲梯  |

である。この場合もまた地籍図にあたつてみると18aと18b、

第2 図



註) 事例19は第1図参照のこと。縮尺は第1図に同じ。



19aと19bは各連続した二坪からなり、同一事例と見なして良  
い。他に17の事例も南北に続く二坪からなる。そして全六  
事例は、第二図に示す通り、「クラノマチ」と同様にいず  
れも条里地割の一坪ないし二坪をその境域としているので  
ある。

「クラノツボ」を含めて、かかる「クラノマチ」小字は  
全国を対象として検索すれば、恐らく相当多きを数えるも  
のと思われるが、後に若干参考にもしたいと思うので、た  
またま筆者の目に触れ得た各地の事例をも二、三列挙して  
おくことにする。それは、

- 21 クラノマチ(倉ノ町) 京都府乙訓郡向日町上植野
- 22 クラノマチ(蔵ノ町) 滋賀県愛知郡愛知川町長野<sup>⑤</sup>
- 23 クラノマチ(蔵ノ町) 兵庫県美嚢郡志染村安福田
- 24 クラノマチ(蔵ノ町) 福井県丹生郡吉野村本保
- 25 クラノマチ(蔵町) 愛媛県温泉郡小野村水泥

などである。このうち25についてはなお地籍図を見ていな  
いが、他の事例はいずれも各地の条里制地割と大なる関連  
を有する。

それでは、これらの地名が成立した時期は一般的にいっ

の時代と考えるべきであろうか、そしてまた何に起因する  
地名であろうか。

### 三 「クラノマチ(ツボ)」成立の時代と契機

広義のクラ地名は一面で山地地名であるとの地名学から  
の指摘<sup>④</sup>はあるが、「クラノマチ」を問題とする場合には、  
前章で示した分布の態様からいつても、そのことは考慮外  
においてよいであろう。平野部におけるクラ地名はそのか  
なりの部分が倉庫に起因するであろうことは想像に難くな  
いのであるが、ここではいつの時代の、いかなる倉庫であ  
るかが問題である。

磯城郡香久山村膳夫の地が、中世の談山神社領膳夫庄に  
あたることは、西岡虎之助氏による詳細な研究もあつて周  
知のところであるが、永正一二年(一五一五)の膳夫庄差図  
についてみると、その庄域内の路東二五条四里一一坪は  
「蔵ノマチ」と称していたことが解る。この坪は先の事例  
8「倉ノ町」にあたる。当時の土地利用は明らかに田地と  
考えられ、倉庫(群)が存在していた証左は見られない。  
従つて少くともこの事例に関する限り、「クラノマチ」は

中世又はそれ以前の成立になるもので、しかも庄園とは関係がないと心得る。

次には延久四年（一〇七二）の太政官牒石清水八幡宮護国寺宮寺所所在庄園參拾肆箇所事なる文書に注目したい。即ちその中の河内国七箇所の一に、

老所 字三宅山 在交野郡

山仔肆佰町

御倉町並館院等内地陸町

とあつて当時の三宅山庄園の構成が知られる。この文書についてもかつて西岡虎之助氏が論及されているが、それを参照しつつ私見をまとめると次のようになる。まず三宅山は交野郡司である擬大領守部平麻呂・同広道等が官省符を蒙つて領掌することになつて以来庄園化したもので、八幡宮寺領になつたのは、郡領家の本家職寄進によるものと考えられる。そうして「御倉町並館院等内地」という如き呼称は、交野郡家時代又は遅くとも郡領家の私領化した初期に成立した呼称であると考えねばならない。何故ならば、一般に庄園では所謂庄家をこのように「倉町」・「館院」などと厳密に区別はしなかつたからである。例えば、天平二

〇年（七四八）当時、東大寺領伊賀国阿拝郡柘植里の庄家「家一区」<sup>⑧</sup>と記されており、同年弘福寺領大和国広瀬郡庄では、「庄家一処」<sup>⑨</sup>とあり、天平勝宝七年（七五五）当時の東大寺領越前国桑原庄では庄家が長さ一五〇丈の楕垣一条で囲まれており、<sup>⑩</sup>天平宝字八年（七六四）当時、東大寺領越前国高串庄では「家一区」<sup>⑪</sup>とあり、天平神護二年（七六六）と考えられる東大寺領越前国足羽郡道守里開田岡<sup>⑫</sup>また一ヶ所の庄家を示し、貞観年中（八五七）八七六）秀良親王家領伊勢国多気郡大國庄でも「庄家一区」<sup>⑬</sup>とあり、他にも、天平宝字四年（七六〇）当時の東大寺領撰津国美努郷庄、延暦二年（七八三）当時の東大寺領撰津国西成郡庄、同年東大寺領撰津国勅旨庄<sup>⑭</sup>等も庄家は「家一区」あるいは「庄一区」であつて、その内部で特に「屋敷」・「倉敷」を峻別して称した様子は見えないのである。こうした庄園ではなしに、かの「去、倉五十丈内。不得置館舍」なる倉庫令が確實に適用されなければならなかつた郡衙に於いてこそ、屋敷・倉敷——「館院」・「倉町」の峻別が見られたのである。かくて三宅山庄園の庄家が例外的に倉町並館院から成ることが、交野郡衙まで遡つて説明できたと考えるが、その他

にこの文書は或は「町」といい、或は「院」と称していずれも同じようなものを指していることを明らかにしてくれ。そのことについてはなお後に詳しく触れる積りである。ここで三宅山庄の条里についてみると、同文書によつて、既に延喜一七年(九一七)に条里町段を定めたことが解る。

この場合の条里町段とは、そうした地割そのものではなくに、むしろ呼称の定まつたことを云つてゐるのではないかと考えられるが、それはともかく、先に述べたように町なる呼称が大化改新後、条里制と相関連しつゝ一般化した用語と考えられることからすれば、この「御倉町」呼称も延喜一七年前後に成立の鍵を蔵しているのかも知れない。なお交野郡条里は今日迄その遺構を伝えており、近年郷土史家の手によつて明らかにせられたが、遺憾乍ら、その地帯には「倉町」に相当する地名の残存はみられない。

以上筆者は、「クラノマチ」が史料的に平安時代まで遡り得ること、しかも条里制との関連の上で考えるべきであろうこと、そして更に、主として律令制的な倉庫群に由来するのではないかとの予想を示唆してきたつもりである。が今一つ未解決の問題がある。律令制的な倉庫は、「朝廷

のもの」という意味を含めた「正」「大」などの文字を付して正倉(オオクラ)と訓読されるのが一般である。しかるに筆者が大和盆地でとりあげた事例はいずれも単に「クラ」を称するもののみである。オオクラ⇨クラと直結することが許されるであろうか。これについては次の二つの面から見て許され得ると筆者は考える。即ち第一は文献上、律令制的な倉庫敷地を表わす用語として、或る時は正倉院<sup>⑩</sup>とされ、或る時は単に倉院<sup>⑪</sup>、小院<sup>⑫</sup>、一院等と用いられて、決して常に正倉院と云われたわけではなかつたことに注目したい。第二は現実の地名についてみると、「オオクラ」か「クラ+マチ」かのいずれかであつて、「オオ+クラ+マチ」の形をとる事例は少くとも大和では皆無であることを指摘したい。これはあるいは、自然に地名の冗長化が排除されてきたものとも考えるべきかも知れない。が今「オオクラ」の分布傾向を見ると、平野部又は周辺丘陵部にあつて、尚若干後考を必要とするものは次に示す五例のみであつて、その他の圧倒的な事例は山地部ことに吉野郡山中にあり、先に一言した山地地名としての性格を考えないわけにはいかず、「クラノマチ」地名の方がより純粹に律令制的な倉

敷地につながるであろうとの考えは動かない。

一考を要する五例とは

イ、オオクラ（大蔵）

生駒郡平群村福貴

ロ、オオクラ（大蔵）

磯城郡織田村大泉

ハ、オオクラ（大蔵）

南葛城郡掖上村玉手

ニ、オオクラ（大蔵）

山辺郡二階堂村吉田

ホ、オオクラ（ヲヲクラ）

高市郡高取町観覚寺

であり地籍図によるとロ・ハ・ニの三例は条里地割の一坪に当つてゐる。

以上一般的に「クラノマチ（ツボ）」が平安朝まで遡り得ることを述べてきたのであるが、僅かに明らかでない例外が一例認められる。しかし地名からの研究方法をとる限り若干の例外には勇敢であらねばならないと思う。その例外とは事例17の北葛城郡百濟村百濟なる「蔵ノ坪」である。これは路西一八条六里一六・一七両坪に当るが、この地点は、中世において談山神社領百濟庄内に包含され、その西北端に位置する。しかし室町時代にできたときされる百濟一庄内屋敷田島差図によれば、<sup>②</sup>当該の坪には何等小字名（通称）を見出さず、単に坪番のみが附けられているにすぎない。

同庄内の他の坪の例では、単に坪番がそのまま小字名に転じて称せられている場合でも、「五ノツボ」「八ノツボ」

等を坪番とは別に記しているものであり、従つて問題の坪には当時なお小字名がなかつたものとしなければならぬ。

従つてこの「蔵ノ坪」なる名称は室町時代以後に成立したものと考えなければならぬのである。この名称は、百濟庄の限界を示す「長畔手」に由来するのかも知れないが、そうであればここに「クラノツボ」あるいは「クラノマチ」の地名発生の別の契機を考えなければならぬ。しかし、他の事例にいちいち当つてみると、この坪のようにまさしく開発が遅れ、河川の乱流地に位置し、耕作地の畔に存したようなものは見られないのであつて、あくまでも例外として扱つてよいと考える。

#### 四 郷における正倉院および

##### 公営田制下の倉院設置程度について

次の問題は、延暦一四年（七九五）閏七月一五日の「須毎郷置一院」<sup>③</sup>との官符および同年九月一七日の「毎郷更建倉院之状、下諸国畢、追尋此事頗乖隱便、今



須、彼此相接、比近之郷、於其中央、同置一院、村邑遙阻、絶隔之処、宜量地便、每郷置之」との官符<sup>㉔</sup>、そして、元慶三年(八七九)の畿内の官田拡張の際の「又若有營田之地去倉稍遠、国司隨其便宜量建小院、令易出納以省民煩。」との官符<sup>㉕</sup>が、はたしてどの程度実際に施行されたと考えるべきであらうか。これについて大和の場合、直接その設置を報ずる史料はないが、全国的視野でこれを整理してみれば、ある程度の見当は得られると思う。

年代順に見ると史料の第一は延喜一〇年(九一〇)の越中国官倉納穀交替帳<sup>㉖</sup>である。周知のごとくこの交替帳は断簡で、全容を知ることにはできないが、少くとも川上村、意斐村及び川上村の先に記された某村三ヶ村の正倉群を認めることができる。<sup>㉗</sup>一方倭名抄によると、礪波郡には川上郷、意斐郷の存在が確かめられるから、少くともこの史料から、越中礪波郡においては延暦一四年の両度の官符に従つて郷倉が設置されていたとすることができる。史料の第二は長元元年(一〇二八)の上野国交替使実録帳<sup>㉘</sup>である。それによると、群馬郡では東院・小野院・八木院の郡庁とは別箇の各倉院が確かめられ、そのうち小野院・八木院は倭名抄の

郷名と一致する故にその郷の倉院であつたと考えられる。吾妻郡にも、長田院・伊参院の各郷名に合致する院名が見られる。これらのうち群馬郡の東院が如何なるものかについては後に私見を述べるが、とにかく、上野国でも延暦官符の影響が顕著に認められる。史料の第三は永承四年(一〇四九)の紀伊国某郡收納米進未勘文<sup>㉙</sup>である。この文書には「郡許院收納所」と「 里倉」なる二つの注目すべき記載が見られる。「 里倉」の実体がいかなるものであるかは不明という外ないが、郡許院はいうまでもなく郡衙に属する倉院と考えられ、それを強いて「コオリモト」と断つているところから推せば、郡内の他所にも同様な機能を持つ倉院が想定されるのではあるまいか。全くの想像であるが、「 里倉」というのが、あるいはそれらの一に当るのかも知れない。

以上の史料は要するに延暦一四年の前後二度の官符が、ほぼ全国的に実施されたことを示すものに他ならないが、これは又逆にそうした新たな倉院の設立に伴つて、従来の徴税領域である郡が細分化されて、各院所属の多くの徴税領域が排出した事実からも諒解し得るのである。即ち、そ

の事例としては早く喜田貞吉氏等が能登の邑知院など一〇例、日向の穆佐院など一一例、大隅の鹿屋院など九例、薩

領域の中心としての倉院名であると考えられるのではあるまいか。

摩の給黎院など一〇例、備中の六条院、丹後の海江院など、計四二例を提示されており、近年は松岡久人氏が、平安遺文及び大日本史料に収録された東大寺返抄を整理し、倉院そのものには触れておられないが、長保（九九九～一〇〇三）の頃、大和では郡が細分され、各々が国衙への納税単位となつていたことを指摘され、史料に現れる限り、城上郡・城下東郷・城下西郷・山辺北郷・山辺南郷・山辺郡・添上郡・添上中郷・添上南郷・添上西郷・添上楊生郷・十市郡・十市西郷・十市東郷・高市南郷・葛上郡・平群郡・宇陀郡・葛上北郷等を列挙されている。同様に近江国において、康平元年（一〇五八）の近江国雑掌秦安成解によつて、犬上郡・野洲南郡・甲賀東郡・蒲生上郡・栗太郡・栗太南郡・日野御牧・首頭庄・十石出納所・神崎西郡・高島南郡・柿御園・絵形上院・絵形東院・正友・伊香郡・為元・浅井西郡・坂田南郡という徴税領域の細分化が知られるのである。先に私見を述べることを留保した上野国群馬郡の東院なるものも、或いは大和の場合のように数郷を含む程度の徴税

さて、大和の場合、徴税領域の分割の仕方が個々の郷へという方向をとつたのではなしに、東西南北、或は上下等の用語に従うのが一般で、面積上は恐らく二、三の郷を合した程度に分割されたということは、延暦官符の発せられた事情と全く合致するものがあることに注目しておきたい。即ち、閏七月一五日の「須毎郷匱置一院」があまりにも実情を無視したものであつたが故に、九月一七日再び「比近之郷、於其中央、同置一院」と改めざるを得なくなつたものであり、尚遠隔の処には「宜量地便、每郷置之」と前符を踏襲したのではなかつたか。添上郡の中でもひとり大和高原上に隔絶する楊生郷が一箇の徴税領域として史料に現れる理由がまさにここにあると考えられねばならない。

以上は大和に於ける徴税領域の細分化ということから、全国的傾向を援用しつつ、延暦官符に従つた倉院少くとも一徴税領域に一院の設置を考へてきたのであつた。その確実性は証し得たと思うので、次には公管田制下の倉院の設

置状況を若干考えてみたい。

先に喜田貞吉氏等が、四〇余に上る倉院に基づく院名称を提示されたことに触れたが、氏は、それらが特に九州地方に多いのは、弘仁一四年(八二三)太宰府管内に設けられた公営田制によるものであるとされる。確かに、その際、「近百姓居、各建小院、所獲之稻除田租納官兩色」以外、便納「此院令易出納」たことはあまりに有名である。では大和の場合はどうか。大和でもまた、元慶三年の官田拡張の際、公営田制をとり入れ、正長、更には新たに郷毎の惣監なるものを設け、同時に「若有營田之地去倉稍遠、国司隨其便宜量建小院、令易出納以省民煩」ことを規定したのであつて、太宰府管内の例と合せ考えても、その実施を信頼することは充分可能であると考えられる。

以上述べたことをふりかえつて次の二点を指摘しておきたい。第一は倉庫敷地に冠せられた院なる名称は、次第に広域に冠せられた大地名へと移行し、その際、本来の倉敷地にはその様な名称が残存しなくなつたのではあるまいかと考えられることである。第二は、文書に現れる倉敷地は

一般には倉院であるが、はたして全ての場合に、在地でも倉院をもつて呼ばれたものであろうか。卑見はそれに対して否定的である。何故ならば、先の大和に於ける細分された徴税領域の実例に於て、院を称するものが皆無であることがその一つの理由である。同様に近江に於ても、院を以て呼ばれた実例は、ごく一部、即ち絵形上院、絵形東院の二例にすぎず、一般にはかなり雑多な名称を附せられていることを考えるべきであろう。而して或る場合、ことに条里地割の卓越地域においては院に代つて町が使用されたのはあるまいかと考えるのであるが、それは先に引いた交野郡三宅山庄園の「御倉町並館院等内地」なる記載によると共に、町の完結性及び単位性、大和に於ける院地名の分布、倉敷規模などの面から或る程度は論証できると考え次章に詳細をゆずることにする。

## 五 「院」地名と「クラノカイト」

本章では大和に於ける「院」小字名の検討からはじめたい。がしかし「院」とは「院垣也」との説文の解釈にもある如く、「垣」ないし「周垣を有する一區劃の地」が本来

の意味であるし、しかも後世それより敷衍されて多くの意味を有するようになったのであるから、「院」地名を一々取りあげて検討することは、無意味といつてよい。ただその間に比較的律令制的な倉院との関係を考えられるものとしては、上に述べてきたところからも知られるように、「郷名十院」、「東西南北等の方位用語十院」、「上中下等の用語十院」、「倉院」、「院内」などがあり、これらは一応考慮してよいと思う。しかしながら、大和の場合には「郷名十院」「倉院」「院内」等の小字名は皆無であつて、他の二つの場合にも

- へ、トウイン(東院) 吉野郡吉野町吉野山
- ト、サイイン(西院) 奈良市西ノ京
- チ、ニシノイン(西ノ院) 磯城郡上之郷村笠
- リ、ニシノインアト(西ノ院跡) 山辺郡丹波市町杣之内
- ヌ、ナンイン(南院) 吉野郡吉野町吉野山
- ル、カミイン(上院) 磯城郡三宅村屏風
- ヲ、ナカノイン(中ノ院) 磯城郡安倍村阿部
- ワ、ナカノイン(中院) 南葛城郡葛城村伏見

の八例が見られるだけであり、そのうち完全な平野部に位

置するものは、僅々とルの二事例のみであり、尚今後に検討すべき余地は残つてゐるとは云えるにしても、平野部の倉敷を追究しようとする本稿では除外してよいであろう。

そこで次に、喜田貞吉氏によつて、恐らくは大安寺資財帳<sup>⑤</sup>にみえる「倉垣院」あたりと系譜的関連があるのでないかを予想されている「クラノカイト」地名について検討を加えておきたい。即ち氏は「クラガキ」(倉垣)「クラガイ」(蔵垣)「クラガキウチ」(蔵垣内)「クラガイチ」(蔵垣内)等の具体例をもつて「クラガイト」、「クラノカイト」への転訛過程を考えておられる如くであるが、かかる過程を認めても、詳細に見ると尚一考を要する問題があるように思われる。「カイト」一般については従来地理学・地名学の方面で屢々論じられてきたところであるが、それらのうち特に「カイト」地名の発生に関する所説を参照しつつ、特に大和盆地内の「クラノカイト」小字名の調査結果を基礎にして若干の卑見を述べておく必要を感じる。

『大和地名大辞典』によつて「クラノカイト」小字の盆地部に所在するものをあげれば次の如くなる。

- カ、クラガイト(蔵垣内) 生駒郡斑鳩町竜田

ミ、クラノカイト(蔵ノ垣内) 生駒郡昭和村八条

タ、クラガイト(蔵垣内) 生駒郡昭和村今国府

レ、クラノカイト(蔵ノ垣内) 磯城郡織田村大西

ソ、クラノカイト(蔵ノ垣内) 北葛城郡百濟村百濟

ツ、クラガイト(倉垣内) 南葛城郡忍海村葦

ネ、クラガイト(倉垣内) 南葛城郡葛城村西北窪

ナ、クラノカイト(蔵ノ垣内) 南葛城郡葛城村西佐味

ラ、クラノカイト(蔵ノ垣内) 奈良市八島

ム<sup>1</sup>、キタクラノカイト(北蔵ノ垣内) 添上郡治道村横田

ム<sup>2</sup>、ミナミクラノカイト(南蔵ノ垣内) 同 右

ウ、クラノカイト(蔵ノ垣内) 磯城郡大福村大福

事例ムおよびム<sup>2</sup>は条里の二坪に互つて連続するものであるから同一事例である。このうちヨ・レ・ソ・ツ・ネ・ム・ウの各事例は条里の坪を踏襲しているか、少くとも条里地割に規制されているものであり、他は盆地周辺部にあつて条里との関係はうすい。

そこで実際に地籍図にあたつてみると、「城垣内」と隣接している事例カ・タ、「城」を称する小字に近く、しかも周辺に「道明垣内」「瀬屋垣内」「清水垣内」「針ノ木

垣内」「垣内ノ口」という「カイト」小字の密集地にある事例ラのような場合にまず注意される。「城」地名は最も普通には中世の豪族居館に結びつけられねばならぬものであるし、垣内ノカイトも鎌倉時代以後普遍化したものであるとの結論が導かれていることからすれば、「クラノカイト」の多くのものは、少なくとも中世的な改変を経ているものと考えなければならぬ。境域の著しく不整形なることもそれを示している。

事例レ・ツ・ウなどについてみると、その地理的位置から云つても、開拓の新しさが思われ、垣内の「開墾者の特殊の権利に属する地所」<sup>⑩</sup>をさすという如き性格を考えに入れるとすくなくともこれらを直接的に平安期まで遡らせることは困難になるのである。「クラノカイト」が山地——例えば吉野郡に多いこともこの辺に理由の一があるかも知れない。

更に次の一例も示しておきたい。事例ソの「蔵ノ垣内」は路西二〇条五里三四坪に当るが、ここは中世、談山神社領百濟庄の境域に含まれていた。そして先にも触れた当時の「百濟一庄内屋敷田畠差図」によると、この坪の字は

「マトハ」（的場と考えられる）なのである。それが何等かの契機によつて、以後に「蔵ノ垣内」に改められたものとしなければならぬ。

かくて、「院」地名、「蔵垣内」地名は、尚慎重な検討は必要であるとはいうものの、当面はさして意に介する要のないものであることが解つた。依然として平安朝の倉敷地に直接結びつく可能性の最も強いものは「クラノマチ」である。そこで次に院と町とは或る場合には殆ど同義であることを述べたいと思う。

## 六 倉敷地規模の推定

院は垣であり、それからして周垣を有する一区劃の地が院と称せられたことは既に触れたが、一方「町」も「田区」であり、「間道」であり、「畎畝」であり、「畎」は「太三曾」であることからして、「町の原義は、田を区分する畔又は渠である」との説が行われているのである。要するに原義において「院」も「町」もさしたる差異はなく、条里制が行われている地域にあつては、若しも倉敷地が一町を単位とする如き規模のものであれば、倉院をあえて院と

は称さずして町を以て呼んだのではなかつたかと筆者は考えるのである。再三引用する河内三宅山荘園の庄家が「倉町」と「館院」から成つている事実はまさにこの間の事情を雄弁に物語るものではないかと考えるのであり、本稿に於て特に条里制地割地域の「クラノマチ」に注目したのもまさにこの理由によつているのである。

では郡・郷・公営田制下の倉敷地規模はどの程度のものであつたらうか。郡の場合はさておき遺憾乍ら筆者はそれを示す直接の史料を知らない。従つて以下、二、三の事実及び文献史料をつき合せて考えることにする。

郡の正倉数が国毎にかなり差異のあることは、各国の正税帳によつて周知のところである。時代的に相当の開きがあるが、今仮に天平二年（七三〇）の大倭国正税帳<sup>⑧</sup>によつてみると平群郡六、十市郡八、城下郡一六、山辺郡八、添上郡一六の五郡、計五四宇であり、残り八七を、その他の一〇郡に平均すると八〜九宇という数値が得られる。概して倉庫数は非常に少く、ことに不動倉は僅かに山辺郡一、その他の一の二字を数えるのみである。ところが、不動倉を殆ど設置しないというこの傾向は平安時代になつても依然と

して改められた様子は見えない。<sup>⑩</sup>従つて大和の場合はその他の諸国に比して常により少数の正倉しか持つていなかったことが考えられるのであるが、しかしそれでも天平から延暦、更には正倉の郷別分置ということになると、生産力の増加も考慮に入れねばならぬから、相当の増加はあつたと見做して大過あるまい。ただその場合にも、あくまで天平の正税帳の实数を参考として考慮しなければならぬことはもちろんである。

ところで、すくなくとも延暦官符以前、これらの正倉は郡衙に属する一処に集中していたのが一般であることは疑うべくもないが、<sup>⑪</sup>一体倉庫数と敷地面積との関係はどのようなものであつたらうか。

一般には当時の正倉群が極めて密集した占地状態を呈していたことは、延暦一四年閏七月の官符にある、「倉舎比近」にして「薨宇相接」し従つて常に「縦一倉失火者、百庫共被焚燒。」の危険を抱いていたという記事によつても解る。屢々引用される諸国正倉群の焼失はこの間の事情を如実に物語るものであることは今更述べるまでもない。従つて官に於てもそれが対策として延暦一〇年(七九二)二月

一二日の官符には「自今以後新造倉庫、各相去十丈以上」たるべきことを規定したのであつた。ここに、倉庫を新造する場合、一〇丈以上の間隔をとらねばならぬとの規定は、裏を返せば実情はそれ以下の間隔において密集していたことを示すものに他ならない。その点に關して最も具体的な史料を提供するのは、高井悌三郎氏による常陸国新治郡衙址の発掘調査報告<sup>⑫</sup>である。同郡の弘仁八年(八一七)焼失と覚しき一三字の不動倉址と推定される、氏の所謂東郡群は基礎地固め土の推定前後間隔六四尺内外、左右間隔二二〇尺であり、その他の倉庫と推定されている所謂北部群も、やや間隔が広くなつてゐるとは云うものの、前後間隔四二〇七八尺、左右六八〇九八尺内外(より狭いものが例外的に認められる)であると報ぜられてゐる。まさしく過度に密集した占地状態が知られる訳である。そこで筆者は試みに、これらの倉庫敷地に方六十間、一町の地積をあてはめてみた。その結果、誠に注目すべきこととして、新治郡倉の占地状態の如き場合には、三行四門、計一二字ないし、三行五門、計一五字の倉庫群がほぼ一町の地積を占めることが判明したのである。更に近年発掘された推定肥後国玉名郡

倉址の報告から、同地に於いてはほぼ同様な建築物址間の間隔を持つて四行五門、二〇棟程度の一団となつた建築址が想像されることも興味深いことと云わねばならない。かくして、屢々天平九年(七三七)の和泉監正税帳<sup>⑧</sup>、或いは延喜一一年(九二一)の越中国官倉納穀交替帳にみえる倉庫の序数をひいて正倉の排列状態の整然たることを指摘されていることを思い合せるとき、新治郡倉の排列状態を以て、他を類推する手段とすることは充分認められるであろう。

そこでこれを大和に適用してみるとどのような結果になるであろうか。先の大倭国正税帳では平群郡六、十市郡八、山辺郡八、城下郡一六、添上郡一六であつた。してみれば、前三者は恐らく一町以内の敷地で充分であり、後二者は一町〜二町に亙るものであつたと考えることが可能であろう。残りの一〇郡の場合も、その平均数から見ると、ほぼ一〜二町の区割がその敷地を構成したのではないかと考えられるのである。

ところで筆者は常陸新治郡倉の場合に方一町の区割を恣意的に用いたわけであるが、それは他ならぬ条里制の一坪を念頭に置いていたからであつた。もとより新治郡衙と条

里とは無関係である。しかし、条里と無関係な場合においてさえ、極めて整然たる直線状の排列を示していたことを思えば、大和盆地の如き徹底した条里地割施行地域においては、倉敷地と条里の坪との密接不離な関連を度外視することは許されないであろうと思うのである。もちろん郡衙従つて又郡倉が、あるいは郷倉の如きものが、条里地割の限界外に立地する場合も充分考え得ることではあるが、しかし例えば、城下郡は当時その境域が完全に条里施行限界内に包摂されているし、郡山の如きもその地名から郡衙に關係あることが考えられており、それが確かであれば、共に、郡倉の敷地は条里と関連を持たざるを得なかつたであろう。郷倉のような場合も又同様である。ここで我々は条里制下の坪が過去に於いて如何に単位的な機能を持つたかを参考してみてもよいであろう。例えば大和盆地において溜池の規模や形態を見る時、それが条里制の坪にそつくり当てはまる実例が多いこと<sup>⑨</sup>、あるいは、集落さえもが条里の一坪に関連づけられる場合のあること等<sup>⑩</sup>がそれであつてもつて、一坪あるいは二坪の地積がそのまま倉敷地として利用されたことの可能性を語る一傍証としたいのである。



さて、所謂郷倉の敷地面積については如何に考えるべきであろうか。郷倉の具体数を示すものは既に引用した越中国官倉納穀交替帳や上野国交替実録帳などあるが、国毎に正倉数において著しい隔りがある以上、これらは比較の材料にはならない。やはり不充分ながら天平の大倭国正税帳を典拠として、その後の生産力の増加などを考え合せ、天平当時の倉庫数ないしそれ以下の程度と考えておく以外、積極的なことは云えないようである。ただ郷倉の制度化に先だつ延暦一〇年(七九一)の官符に「相去十丈」の規定があり、一四年の郷倉設置は貢納の勞の極めて大きい百姓の負担軽減と合せて、類焼の危険を少くするための分散化を大きな目的の一としていたことは一顧の価値がある。即ちこのことから、八世紀の末以後、郡倉は次第に郷倉へと分散立地の傾向をとると共に、かくして成立した郷倉は、一処の倉庫数から見れば郡倉に比して減少が見られたにしても、各倉庫間の間隔の拡大によつて、敷地面積自体はさしたる縮小を見なかつたのではないかを考えしめるのである。恐らく畿内官田拡張の際に見られる新院創設の場合も同様なものであつたらう。

尚ここで今一つの参考として、初期庄園に於ける庄家の敷地面積と倉・屋敷とを示しておきたい。

さてそれによれば、宝龜三年(七七二)東大寺領大和国添上郡春日庄、倉一、屋一、敷地五段<sup>⑥</sup>、東大寺領越前国高串庄、屋二、敷地一町、東大寺領撰津国美努郷庄、倉二、敷地三町六反二四九步<sup>⑦</sup>、東大寺領撰津国勅旨庄、倉三、屋一、敷地一町五反、秀良親王家領伊勢国多気郡大國庄、倉二、屋三、敷地一町一八〇步<sup>⑧</sup>、東大寺領撰津西成郡庄、倉三、屋三、敷地九段<sup>⑨</sup>、東大寺領越前国桑原庄、倉一、屋七、敷地約一町<sup>⑩</sup>、東大寺領伊賀国阿拝郡柘植里、倉七、屋八、敷地二町<sup>⑪</sup>などであり、一般に一町内外の敷地が考えられるわけである。もつて他を顧みることができらるであろう。

以上筆者は倉庫敷地の面積の概略を推定し、大和の場合、天平の郡倉を一つの規準において考えれば、一般に一町前後の倉敷が考えられてよいのではないか、さすればそれは条里制の坪に極めて深い関連を有するのではないかを述べてきた。若しその推定が正しければ道路及び用排水路をもつて周らされている条里の一町の地積は、何の造作をも加えずしておのずから官符に云うところの「院」を構成して

いるのであつて、ここでも「マチ」又は「ツボ」「院」の混同が証し得ると思うのである。

## 七 倉敷地の立地条件

次に、如上の諸倉院は一体、具体的に如何なる地点に立地しなければならなかつたであらうか。それには、いくつかの条件があつた。条件の第一は倉庫令である。「凡倉、皆於高燥処置之、側開池渠、去倉五十丈内、不得置館舎」とあることは周知のところであらう。次で、「若有營田之地去倉稍遠、国司隨其便宜量建小院、令易出納以省民煩」との規定がある。この場合、營田の地とはいふものの、正長或いは惣監なるものの管理という点から見ても民居から遠い田園の中に倉院を置くと考えるところとは不自然であるから、それに先だつて太宰府管下に公營田の制が施行された際の「近百姓居、各建小院云々」の文章と符節を合するものと考えたい。従つてこれらを整理すると、(一)百姓の居、従つて集落に近く、(二)しかも決して集落に内包されず、むしろ集落に對置され、(三)高燥な地であつて、(四)防火並びに排水を目的と

した池渠をもつて周らされ、(五)穀物の運搬に便なる地点が、おのずから倉院として浮び上つてくるわけである。

もとより一々の倉院がかかる条件を全て備えた地に位置したと考えることには無理がある。しかし概して云えば、本稿の冒頭に示した「クラノマチ」「クラノツボ」の一例(山地の三例、及び明らかに例外と思われる一例を除く)の多くが、この条件の幾つかに適合する地点を占めていることは注目に値することとしてよからう。

条件の(一)・(二)は云わば同一のことを表裏二面から云つたものであつてここでは合せて考えて差支えないと思ふ。第一図に示したところでもあるが尚各事例についてみると、3・8・9・11・16・18・19・20の諸例は各集落に接する坪を占めているし、2・4・5・6・10の各事例もまた充分に集落に近い。もちろん過去における集落の移動は充分明らかであるとは云えず、従つて現存集落に対する近距離性をもつて過去のそれにあてはめることは危険であるが、後に述べるように倭名抄当時の郷名や、式内社の存在によつて或る程度まで現存集落の古さを追究した結果に於てもこの分布傾向の偶然でないことを知るのである。し

かもこれらは集落に近接しつつ決して集落そのものに含まれていないことも注意したい。当時の集落は仮に郡衙に属するものであつても、主たる産業が農業であつたことは云うまでもない。そして我が国の農村集落がその平面的広がりにおいて如何に停滯的のものであつたかも、指摘し得ることである。かくて、集落との混在が許されざるものであつた郡衙及びその他の倉敷地は、各々の倉庫が次第に朽損し、或は所謂神火を受けて衰微し、やがてはその全ての機能を失つて行く過程に沿つて、既に固定化してしまつている集落に踏襲されることは殆どあり得ずして、もつぱら耕地化を指向するものであらうとの推定に符合すると思われるからである。

条件の(三)である高燥な地についてはどう説明すべきであらうか。大和盆地の如く一見平坦な地域にあつては特に高燥な地を求めることは困難が多かつたであらうし、強いて求めれば、百姓の居に近くあらねばならないとの条件と相反することになりかねない。一般には集落自体がその様な地点を選んで立地したと考えることができるし、条件の(四)にあるような池渠を周らすことによつて、高燥は

或る程度保てるのであるから、この条件はさして考慮する必要がないと思われる。ただ事例2及び15のようにいささか低湿地にすぎる場合、我々は尚一考を要するかとと思われるのみである。

条件の(四)である池渠については、条里地域にあつては溝渠網が広く施されていたのであるからさしたる問題はないと思われる。その上に更に事例3・11・19の如きは溜池に接して立地するのであつて、その好条件を思うことができよう。

条件の(五)も、例えば条件の(一)・(二)に比して特に重要なものとは思われない。が一応、恐らくは当時の主要な道路であつたろうと考えられる条里界線を指標として考えてみれば、1・3・5・6・9・10・11の諸事例が、条里界線に接していることが解るのである。(第一図)

次に、最も問題となる現集落成立の新古、及びその集落が郷あるいは郡の中心的集落であつたか否かなどについて、かなり明瞭なもののみ郷域の比定、式内社の立地などの観点から述べておきたい。これらは先学の業績、特に『日本輿地通志』大和の部、『大和志料』、吉田東伍氏の『大日本

地名辞書』に主として扱つたものであるが、繁雑を避けるため、この三書に関しては特に必要なもの以外は註記をしないことにする。

事例3 磯城郡川東村遠田蔵ノ町の場合

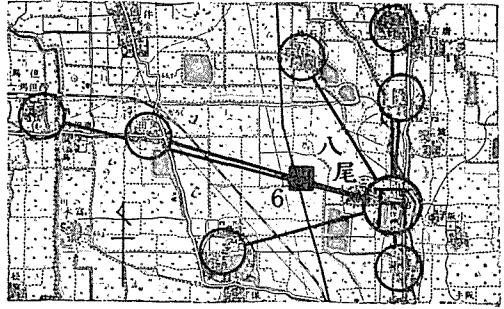
遠田集落の成立の新古を判断する直接の史料は存しない。がその西南に近く位置する蔵堂には式内社村屋坐禰富都比売社及び村屋社（二座）があり、近世には、各々一四村・一三村民が共に祭祀に預つていた。久須須美社また禰富都比売社内にあるといい、蔵堂に近接する大木集落には岐多志太社、海知集落には倭恩智社、大安寺集落には服部社（二座）の所在したことが知られる。要するにこの「蔵ノ町」をめぐる一帯の地域が疑いもなしに城下郡東郷の中心地帯であつたことを知るのである。倭名抄の郷名で云えば恐らく室原郷に比定すべき地域であつて、城下郡の他の三郷がいづれも下ッ道の西部に比定し得ることから云つても、城下東郷＝室原郷の郷倉と、この「蔵ノ町」とを関連させて考えることは可能と思われる。地籍図上の地割には著しい特徴はみとめられない。

事例5 磯城郡多村秦ノ庄蔵ケ町の場合

倭名抄十市郡飯富郷は多村を中心とした一帯が考えられている。現在の多集落が往時の中心的な集落であつたろうことは、式内多坐弥志理都比古社（二座）、皇子神命社、姫皇子命社、小杜神命社がここにあつまり、更に弥志理都比古社の苗裔たる屋就神命社を大垣に、千代社を八条に有し、しかも近世に、弥志理都比古社を共に祭祀するもの二一村の多きを数えることによつて諒解される。そのような多集落の北に当つてこの「蔵ケ町」が存するのであつて、十市西郷ないし飯富郷の倉敷地と考え得ることに注目したい。

事例6 磯城郡都村八尾蔵ノ町の場合

八尾集落の西方にある「蔵ノ町」も往時の鏡作・黒田両郷を包括する一帯の中心的な位置を占めることは注目に値する。即ち鏡作坐天照御魂社及び鏡作麻氣社の両式内社は、それぞれ八尾及び小阪に在る、富都社は黒田郷内と考えることの可能な富本に在るとされているが、特に八尾の天照御魂社を合同祭祀する諸村落が、近世に於いて宮古・但馬・黒田・岩見・今里・西代・新町の諸村であつて（第三図）、これより八尾集落、ひいては八尾地籍に属する「蔵ノ町」の中心性を察することができる。諸先学の考定や地形図から判断



領膳夫庄とは何等関係がなく、地名の発生は当時の差図にも示されているところから、明らかにそれ以前まで遡り得る貴重な事例である。

この膳夫地方は古く古事記に見える膳臣氏の占拠したところとされ、律令時代の到来と共に十市郡池上郷に属するところとなつた。池上郷の故地は、安倍村大字池之内、香久山村大字池尻がかつての磐余池辺の地にあてられる故に、

する限り、往時鏡作・黒田両郷は極めて近接していたものの如くであり、少くとも両郷は城下西郷の一部を構成していたものと考えられる。「蔵ノ町」はそうした地域の倉敷と考えられないであろうか。

事例8 磯城郡香久山村膳夫倉ノ町の場合

既に見たように、この「倉ノ町」は、談山神社

安倍村・香久山村の一带がそれと当たるとされている。ところで保井芳太郎氏によれば<sup>⑤</sup>、「倉ノ町」の東南に接する「瓦釜」から多くの古瓦が出土し、同地籍内に在る虚空蔵寺の前に二個の礎石が、これは移動した形跡があるにしても、位置していること、坪名に「カウタウ」(今は古塔と書くが、これは却つて講堂金堂などにあたと考えるべきもの)「タウノダン」(塔址と考えるべきもの)があること等から、この地に古い膳夫寺の堂塔を考えることができる。更にその古瓦から見ても、白鳳時代創建、平安朝頃までその寺運を維持したものとされることからすれば、膳臣氏とも関連して集落の大きな移動は考えられない。してみればこの「倉ノ町」も郷又はそれ以下の単位の地域に対する倉敷地と考えられるのではあるまいか。

事例10 高市郡鴨公村高殿倉ノ町の場合

高殿集落を含めた八木町、鴨公村の一带は従来ほぼ倭名抄の遊部郷の境域に比定されている。そして遊部郷の中心集落かと考えられる四分には式内鸞栖社があり、近世には、高殿は城戸・醍醐・繩手と共に鸞栖社の祭祀に預つていた。高市郡には郡の首座としての高市御県坐鴨事代主社がある

が、その鎮座地は従来或は雲梯といひ或は高殿の大宮の地とされて来た。高殿の大宮の地は国立文化財研究所の発掘調査の結果、藤原宮址であることが明らかにせられたのは周知のところであるが、さりとして、時代的に相当の隔りのあることを考慮に入れれば、藤原宮址に式内社の存在を否定することはできないのであつて、若し鴨事代主社がやはり高殿であるとすれば、この地は、単に遊部郷のみならず高市郡の中心地域であると考えねばならなくなる。もつて「倉ノ町」を考えるべきかと思う。

**事例20** 高市郡金橋村雲梯蔵ノ坪の場合

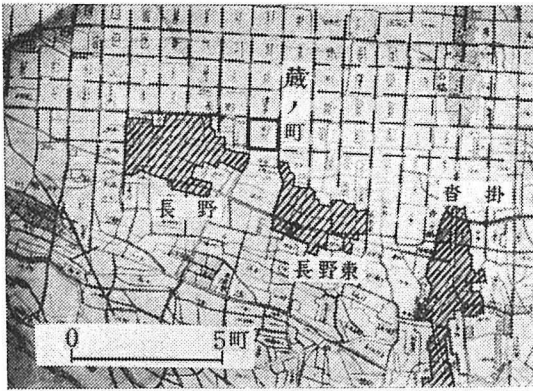
雲梯集落をめぐる金橋村・真菅村の一带は往時の雲梯郷の境域に比定されている。地名のみからみても雲梯集落の成立が古く、しかも雲梯郷の中心集落であつたことを知るのであるが、この場合も式内社を検討してみると、川俣社（三座）・加夜奈留美命社の存在が知られるのである。而して「蔵ノ坪」は集落の西北部に接し、この地点を雲梯郷の倉敷地に比定する可能性が認められると思う。

その他の事例については集落発生の古さを直接に示す史料が見当らず、なお今後の追究を期さねばならないので触

れなかつたが、その多くは、上に示したものと同様、倭名抄当時の郷の主要なる位置を占めているのであつて、依然重要な例証と考えることができるようである。

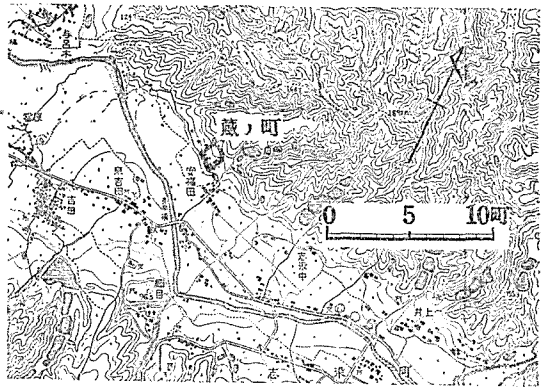
以上、本稿の主題である大和盆地の例について列記してきたのであるが、冒頭に掲げた大和以外の事例をも一、二提示して一つの傍証としておきたい。

第 4 図



**事例22** 滋賀県愛知郡愛知川町長野蔵ノ坪の場合（第四図）

和名抄には愛知郡長野郷の記載があるが、ここに示す長野集落は、その郷名に一致することからいっても、郷の中心集落であつたと考えて支障ない。のみならず近江輿地志略によ



ると、長野大領宮なる古祠が大宇長野に存することが述べられており、それ故に、愛知郡衙との関連すら想像される重要な集落である。他にやや東南の大字沓掛には愛知川の古駅が比定されていることも

注目してよい。その長野集落の東北部に接して「蔵ノ町」が在る。故にこれを愛知郡倉敷、或は長野郷倉敷などに比定する可能性があると思うのである。

事例23 兵庫県美薮郡志染村安福田蔵ノ町の場合、(第五図)

志染川の形成する小河谷平野に位置する志染村一帯が、

縮見屯倉の故地に当ることは著名である。律令時代に入るとこの地は美薮郡の志深郷に名を改めるのであるが、その志深郷の中心部の大字安福田に「蔵ノ町」がある。これまた志深郷倉の敷地と考えることが可能であろう。播磨風土記美薮郡の条には「倉造り給ひし処をやがて御宅の村と号け、倉造り給ひし処を御倉尾と号く」とあるが、そこまで遡及するのはあまりに大胆にすぎるであろう。

ところでこの「蔵ノ町」は地形的に河谷平野部縁辺の傾斜変換線上に位置する。それにもかかわらず筆者はあえてこの地名が条里制的なものであるとのこれまでの考えを主張したい。かつて門脇禎二氏は「この地は先行性河川である志深川に沿つて、丘陵性山脈の間に介在する東西約一里の細長い地域であるが、こうした景観から云つても亦各部落の地籍図にも条里制の痕跡は全くない」との見解を発表されたことがあるが、しかし筆者が調査した印象では、氏の述べるところは、やや速断にすぎるように思われる。この一帯には、むしろかなり明瞭な方格状地割の痕跡を追跡し得るし、尚、ごく僅かではあるが白坪・矢ノ坪等の坪地名、如上の蔵ノ町、岩町等の町地名が散見するからである。

しかも、これよりはるかに狭小な地域に於いて確かに条里が施行されている例も見られるからである。<sup>①</sup>

## 八 む す び

以上を要約して結びにかえることにする。

大和盆地には、条里制地割の坪々に付せられた通称としての小字名が多数残存している。その中で「クラノツボ」及び「クラノマチ」を称するものは一七事例（他に所謂大和盆地外に三例）が見られる。「ツボ」や「マチ」なるものは、条里制そのものに大いに関連があることは周知のところであるが、「クラノツボ」を含めた「クラノマチ」小字名は、文献史料及び古地図を参照することによつて、我が平安時代の郡郷及びその他の官田の正倉敷地・正倉院に起因して付せられたのではないかを推定し得る。大和においてそうした種類の正倉院が相当数設置されたことはほぼ確実であるし、正倉敷地は公的には「院」なる名称を以て呼ばれていたのであるが、条里制下の「マチ」なるものは、実体において「院」と全く同じ性格、機能を有することから、正倉院が「クラノマチ」をもつて称されたであろうとの推定

がより確実なものとなる。しかも筆者の推定によれば、大和国の正倉群は一般に少数であつて、その敷地面積は条里制下の「ツボ」・「マチ」の一、二箇と大いに近いものであつたのではないかと考えられ、そうするとまた一段と「院」↓「マチ」の移行が行われたことを考えることができる。更に集落に対する位置そのほかの立地条件等から、提示した具体例個々について検討した結果、そのいくつかの集落は明らかに律令制下の郡郷の中心的な集落であつたことが考えられるから、これによつて正倉院・「クラノマチ」の推定をかなり確かめ得たと考えられる。最後に二・三の大和以外の実例を以てこれを補足説明した。

筆者自身このような問題にとり組んでから日なお浅く、論証過程における粗雑さや、大胆な推定に対しては非難さるべき点が多いかと思う。その点汗顔の至りであるが、本稿が幾分なりとも問題提起の意味を持ち得れば幸である。

① 大和地名研究所編『大和地名大辞典』（昭和二七年）及び日本地名学研究所編『大和地名大辞典』続（昭和三二年）。

② 竹内理三「条里制の起源」『律令制と貴族政權』I（昭和三四年）所収。



- ③ 山澄元氏の御教示によるものである。
- ④ 鏡味完二『日本地名学』（昭和三年）一九七頁に詳しい。
- ⑤ 西岡虎之助「中世における条里制にもとづく荘園」『荘園史の研究』上（昭和二八年）所収。
- ⑥ 平安遺文一〇八三号。
- ⑦ 西岡虎之助「荘園における倉庫の経営と港灣の発達との關係」『荘園史の研究』上所収。
- ⑧ 寧楽遺文下 天平二〇年一〇月二七日官符。
- ⑨ 大日本古文書 編年三 天平二〇年二月八日弘福寺三綱牒。
- ⑩ 大日本古文書 東大寺文書二 天平宝字元年一月一日越前國司解。
- ⑪ 大日本古文書 東大寺文書二 天平宝字八年二月九日 越前國司公驗。
- ⑫ 『福井県史』一所収。
- ⑬ 東寺百合文書は 貞觀五年九月三日民部省符。
- ⑭ 大日本古文書 東大寺文書三 天平宝字四年一月七日及び一八日東大寺三綱牒。
- ⑮ 平安遺文一号。
- ⑯ 同 右。
- ⑰ 昭和三四年一月二五日『朝日新聞』朝刊。その後、桑原公徳氏が「枚方台地周辺の条里」（藤岡謙二郎編『生駒山地の人文地理』昭和三十六年所収）において詳しく報告されている。
- ⑱ 村尾次郎『律令財政史の研究』（昭和三十六年）一三一頁。
- ⑲ 類聚三代格卷一二 延暦一四年九月一七日官符。

- ⑳ 類聚三代格卷一二 延暦一四年閏七月一五日官符。
- ㉑ 類聚三代格卷一五 元慶五年二月八日官符。
- ㉒ 政事要略 弘仁一四年二月二日官符。
- ㉓ 前掲註⑤西岡論文中に紹介されているものによる。
- ㉔ 前掲註②⑤ 前掲註⑩
- ㉕ 前掲註⑩
- ㉖ 前掲註②① ㉗ 平安遺文二〇四号。
- ㉘ 村尾次郎前掲註⑩書一五五～六頁には詳細な考証があり、記載は某村、川上村、某村、意斐村、某村の五ヶ村に亘つてゐることが述べられている。
- ㉙ 平安遺文四六〇九号。 ㉚ 平安遺文六七二号。
- ㉛ 喜田貞吉「院の名義」『歴史地理』二九の六（大正六年）他に星野恒「薩隅地名称院攷」『史学雜誌』九の八（明治三一年）、村岡良弼『日本地理志料』日向、吉田東伍『荘園制度の概要』（大正五年）等。
- ㉜ 松岡久人「郷司の成立について」『歴史学研究』二一五号（昭和三年）
- ㉝ 平安遺文九二〇号。
- ㉞ 類聚三代格卷一五 弘仁一四年二月二日官符。
- ㉟ 赤松俊秀「公営田を通じて観たる初期荘園制の構造に就いて」『歴史学研究』七の五（昭和十二年）
- ㊱ 前掲註②① ㊲ 前掲註③④喜田論文。
- ㊳ 寧楽遺文上所収。 ㊴ 前掲註③④喜田論文。
- ㊵ 野村伝四『大和の垣内』（昭和一八年）一四～五頁。
- ㊶ 中山太郎「垣内考」『歴史地理』三二の一（大正七年）

- ⑫ 前掲註②  
 ⑬ 大日本古文書 編年一所収。 ⑭ 前掲註⑮二七四頁。  
 ⑮ 例えば前掲註⑳の官符に「諸国建郡倉元置一処」とある。  
 ⑯ 類聚三代格卷一二所収。  
 ⑰ 高井悌三郎『常陸国新治郡上代遺跡の研究』（昭和一九年）  
 一一六～七頁。  
 ⑱ 日本後紀卷二六。  
 ⑲ 田辺哲夫「玉名郡倉址と推定される肥後立願寺の遺構」『熊  
 本史学』一〇（昭和三十一年）  
 ⑳ 大日本古文書 編年二所収。  
 ㉑ 服部昌之「郡の成立過程」『人文地理』一〇の二（昭和三三  
 年）  
 ㉒ 吉田東伍『大日本地名辞書』大和国添下郡大郡宮址の条。  
 ㉓ 藤岡謙二郎「条里制地割と現在の景観との問題」『幾内歴史  
 地理研究』（昭和三十三年）所収。  
 ㉔ 米倉二郎「律令時代初期の村落」『地理論叢』二 昭和八年。  
 寧楽遺文 下宝龜三年八月一日船人牒。  
 ㉕ 前掲註⑪ ⑳ 前掲註⑲  
 ㉖ 前掲註⑬ ㉑ 前掲註⑳  
 ㉗ 前掲註⑭ ㉒ 前掲註⑳  
 ㉘ 前掲註⑮ ㉓ 前掲註⑳  
 ㉙ 前掲註⑯ ㉔ 前掲註⑳  
 ㉚ 前掲註⑰ ㉕ 前掲註⑳  
 ㉛ 前掲註⑱ ㉖ 前掲註⑳  
 ㉜ 前掲註⑲ ㉗ 前掲註⑳  
 ㉝ 前掲註⑳ ㉘ 前掲註⑳  
 ㉞ 前掲註㉑ ㉙ 前掲註⑳  
 ㉟ 前掲註㉒ ㉚ 前掲註⑳  
 ㊱ 前掲註㉓ ㉜ 前掲註⑳  
 ㊲ 前掲註㉔ ㉝ 前掲註⑳  
 ㊳ 前掲註㉕ ㉞ 前掲註⑳  
 ㊴ 前掲註㉖ ㉟ 前掲註⑳  
 ㊵ 前掲註㉗ ㊱ 前掲註⑳  
 ㊶ 前掲註㉘ ㊲ 前掲註⑳  
 ㊷ 前掲註㉙ ㊳ 前掲註⑳  
 ㊸ 前掲註㉚ ㊴ 前掲註⑳  
 ㊹ 前掲註㉛ ㊵ 前掲註⑳  
 ㊺ 前掲註㉜ ㊶ 前掲註⑳  
 ㊻ 前掲註㉝ ㊷ 前掲註⑳  
 ㊼ 前掲註㉞ ㊸ 前掲註⑳  
 ㊽ 前掲註㉟ ㊹ 前掲註⑳  
 ㊾ 前掲註㊱ ㊺ 前掲註⑳  
 ㊿ 前掲註㊲ ㊻ 前掲註⑳

なお史料には敷地面積が記載されているわけでは

ないが、庄家は一五〇丈の楮垣によつて囲まれており、それが  
 方一町の地積をめぐる一四四丈の長さに近いことから、約一町  
 の面積を推定したわけである。

- ⑳ 前掲註⑳ ㉑ 前掲註⑳  
 ㉒ 前掲註⑳ ㉓ 前掲註⑳  
 ㉔ 前掲註⑳ ㉕ 前掲註⑳  
 ㉖ 前掲註⑳ ㉗ 前掲註⑳  
 ㉘ 前掲註⑳ ㉙ 前掲註⑳  
 ㉚ 前掲註⑳ ㉛ 前掲註⑳  
 ㉜ 前掲註⑳ ㉝ 前掲註⑳  
 ㉞ 前掲註⑳ ㉟ 前掲註⑳  
 ㊱ 前掲註⑳ ㊲ 前掲註⑳  
 ㊳ 前掲註⑳ ㊴ 前掲註⑳  
 ㊵ 前掲註⑳ ㊶ 前掲註⑳  
 ㊷ 前掲註⑳ ㊸ 前掲註⑳  
 ㊹ 前掲註⑳ ㊺ 前掲註⑳  
 ㊻ 前掲註⑳ ㊼ 前掲註⑳  
 ㊽ 前掲註⑳ ㊾ 前掲註⑳  
 ㊿ 前掲註⑳

construction, as an immediate consequence of Reconstruction.

Because, the Bourbons, who controled over political powers of the South after Reconstruction, made their effort to protect Negroes' political and social rights so as to maintain their political power. Accordingly, after Reconstrtction, political and social conditions of the Negroes were not so severe and rigid as they became later.

Then, what caused Negro disfranchisement in the South? To answer this question, I must turn my eyes to the Populist movement. When agricultural depression took place, at the late period of 1880's, Southern farmers organized the Populist party and allied with Negroes, they stood against the Bourbons who controled state government. But as soon as the populist movement collapsed, it turned out the struggle for white supremacy. This result was total disfranchisement of Negroes, and upon the sacrifice of Negroes and poor whites, the Solid South was established.

### *Gunga* 郡衙 and *Kura* 倉

by

Kenryo Ashikaga

In the *Yamato* 大和 basin have many *Koaza* 小字 remained as a common name for each *Tsubo* 坪 of the so-called *Jōri* 条里 lots; among them we can count seventeen examples in what was called as '*Kuranomachi*' or '*Knranotsubo*'. We may think that those *Koaza* were named after *Gun* or *Gō* 郡・郷 and among others *Shōsō* 正倉 site or *Shōsōin* 正倉院 of *Kanden* 官田 and others.

This article will develop the following problems:—

- (1) Tracing some resources to the forming period of this name and its circumstance.
- (2) explaining the existence of such *Sōin* 倉院 even in the *Yamato* 大和 country like others.
- (3) Studying the identity between '*In*' 院 and '*Chō*' 町.
- (4) Researching its relation with the unit dimensions of *Jōri*

条里 by estimating the site area.

(4) Regulating the locating conditions of *Sôin* and applying to each example.

Landholding System in the *Kudaka* 久高  
Island of the *Ryukyu*

by

Tsuneyoshi Ukita

There remains a very old landholding system in the island of *Kudaka* 久高 (land area about 2 sq. km., pop. about 630), where 94 % of the cultivated land is common which belongs to 10 ' *Kumi* ' 組 and *Kumi* is divided into 15 parts, what is called one holding unit 一地 with the average dimensions of about 0.2 ha. Before the Second World War, one holding unit is distributed to each man, from sixteen to sixty years old; but after the War to each family (though one half holding unit 一地半 or two holding units 二地 to a large family).

Fields, belonging to each *Kumi*, are dispersed over the whole island, denoting the average dispersing rate of 19.4 plots, and each plot is divided into fifteen equal parts. So fields are of very small "Streifenflur", where sweet potatoes in summer and wheat in winter are raised by women's work only and fishery belongs to men's labor.